

1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 近隣市の状況はどうか。
 - ⇒ 川西市、三田市、芦屋市でも同様に削減している。川西市は、令和2年度から、管理職手当を10%の減、管理職特別勤務手当を凍結、役職別段階加算を20%から18%の2%減、給与減額についても部長・室長級が3.5%、課長・副課長級が3%の減としている。三田市は、令和3年度の給与減額を、部長級が5%、室長級が4.5%、課長級が4%、副課長級が3.5%、係長級が3%、一般職が2.5%の減としている。芦屋市は、令和2年度から、部長級が5%、課長級が3%の減としている。
- ・ 今回の削減した金額はDX等行財政経営基盤の強化につながる取組に充てるとのことだが、特定の基金を創設することまで考えているのか。
 - ⇒ 基金の創設までは考えていない。あくまでもこのような考え方のもと削減するということである。
- ・ 今回の減額については職員のモチベーションにも影響することから、用途については職員の事務効率の改善に寄与するような取組につかっていきたいと考えている。各部局でも、減額の対象となる職員に理解いただけるよう説明をお願いする。

2 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 係長等の一般職への対応はどのように考えているのか。
 - ⇒ 今後、労働組合と協議し検討する予定であるため、現時点では未定である。
- ・ 管理職の一般職については、今回の減額で年額どれほどの影響があるのか。
 - ⇒ 令和3年6月から令和4年3月までの10ヶ月間で、一人当たり約313,800円の減額となる。
- ・ 今回の改正によって、例えば年齢の低い課長と年齢が高い係長間で給与が逆転するようなことは生じないのか。
 - ⇒ 課長については管理職手当として別途月額6万円支給しているため、そのような給与の逆転は生じない。

3 令和3年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 令和3年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 今回の補正予算で財政調整基金に約3億7,800万円戻すとのことであるが、特別減収対策債の約8億円はあくまでも借金であり、交付税措置がない。借金を振り替えただけで、財政状況が変わった訳ではないことに注意が必要である。
- ・ NO. 81の新ごみ処理施設建設基金積立金については、従来の実質収支の4分の1を積み立てることに加え、さらに今回2億円を積み立てるということで良いか。
⇒ その通りである。ただし、実質収支の4分の1を積み立てることについては、今後建設整備費が明確になった時点で今後の積立方法について協議、検討する予定である。
- ・ NO. 15の特別減収対策債の償還期間や金利等の条件について教えていただきたい。
⇒ 償還期間は20年、金利は銀行からの借入のため不明であるが、恐らく20年で数千万円ほどになろうかと思う。

5 令和3年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 令和3年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）について

【提 案】 市立病院

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 令和2年度の市からの基準額繰出し額はいくらか。
⇒ 令和2年度の基準外繰出し額（病院事業会計補助金）は5億7,000万円であり、そのうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当額は約4億6,300万円である。

7 実施計画（令和3年度～令和7年度）の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし